

風水害（台風・集中豪雨等）における市内認可保育施設等の臨時休園措置等に係るガイドライン

1 目的

市は、台風や集中豪雨等により人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に児童、保育従事者の生命及び身体の安全を守るため、市内の対象施設（以下「施設等」という。）における臨時休園措置等の判断基準及び対応方針を定めたガイドラインを策定する。

2 対象施設

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所など

3 臨時休園等の判断

市は、台風や集中豪雨等による災害発生の危険性が高いと判断した場合は、本ガイドラインに基づいて、施設等における臨時休園、登園自粛要請等の決定を行う。

ただし、現に危険が迫っている状況である場合を除き、施設等の個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、事前に施設等と対応を協議する。

4 臨時休園及び登園自粛要請の判断基準

次のいずれかに該当又は、今後該当する可能性が高いと判断した場合は、臨時休園又は登園自粛要請を行うことを基本とする。

ただし、判断基準に関わらず、あらかじめ危険が予測される場合や、施設等やその周辺の被害状況等によっては、臨時休園又は登園自粛要請を行うことがある。

(1) 臨時休園

市内に災害発生又は災害発生の可能性が極めて高い場合は、臨時休園とする。

ア 気象庁から綾瀬市に特別警報（大雨、暴風）が発令、又は発令される可能性が高い場合

イ 警戒レベル4以上の避難情報（避難指示）が発令、又は発令される可能性が高い場合

ウ 河川氾濫・土砂災害等、登園することに危険がある場合

- エ 公共交通機関等の計画運休等により、保育士が確保できない、又は保護者による送迎が困難である場合（広範囲・長時間）
- オ 道路の通行止め等により登降園できない状況が発生している場合
- カ その他、災害の状況により施設に被害が想定され、安全な保育の実施に影響がある場合

(2) 登園自粛要請

災害発生の可能性が比較的高い場合や施設運営を行うにあたって十分な体制を確保できないことが予想される場合は、保護者へ登園自粛要請を行う。

- ア **警戒レベル3**の避難情報（高齢者等避難）が発令、又は発令される可能性が高い場合
- イ 公共交通機関等の計画運休等により、保育士が確保できない、又は保護者による送迎が困難である場合（一部の範囲・短時間）

※参考

| 警戒レベル | 行動を促す情報 | 施設等の対応 |
|-------|---|------------------------------------|
| 5 | 災害発生情報 【綾瀬市が発表】 (既に災害が発生している状態) | 臨時休園 |
| 4 | 避難指示 【綾瀬市が発表】 | |
| 3 | 高齢者等避難 【綾瀬市が発表】 (高齢者等に子どもも含まれる) | 登園自粛要請 |
| 2 | 大雨、洪水等注意報 【気象庁が発表】 | ・情報収集と災害への備え ・臨時休園等を視野に入れた対応、準備 |
| 1 | 早期注意情報 【気象庁が発表】 | |

※洪水浸水想定、土砂災害警戒区域に所在する施設等は、より一層の警戒が必要であり、他の施設等より早い段階での臨時休園等の決定を行う場合が想定される。

5 臨時休園等に伴う対応方針

(1) 登園状況による対応方針（保護者への連絡等）

| 対 応 | 決定・周知の時期 | 登園前 | 登園後 |
|---------------|--|-------------------|---|
| 臨時休園 | 市と施設等で協議し、決定後、速やかに周知 ※台風等事前情報がある場合は、可能な限り前日に決定・周知 | 登園せずに自宅待機する。 | 至急のお迎えを依頼する。ただし、道路状況等、危険な場合は安全な状況になってから、速やかなお迎えを行うよう依頼する。 |
| 登園自粛要請 | 市と施設等で協議し、決定後、速やかに周知 ※台風等事前情報がある場合は、可能な限り前日に決定・周知 | できる限り登園を自粛するよう促す。 | できる限り速やかなお迎えを行うよう依頼する。 |

(2) 臨時休園等を行う場合の連絡体制

ア 臨時休園又は登園自粛要請を行う場合は、市及び施設等のホームページ、メール配信等（あやせ安全・安心メール、施設等の連絡メール含む）により保護者に対し速やかに周知する。

イ 臨時休園する場合は、施設等の入口に臨時休園する旨と緊急連絡先を示した貼り紙等を掲示する。

(3) 緊急事態に対して施設へ駆け付けられる体制の確保

施設等の責任者は、緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制を確保する。

(4) 開所時間中の臨時休園等に係る応急保育

施設等は、保護者のお迎えが終了するまで、安全に配慮し保育を行う。

(5) 臨時休園等を解除し保育を再開する目安

避難指示が解除され、施設の運営に支障がないことが確認できた場合は、臨時休園等を解除し保育を再開する。

6 代替保育

綾瀬市域は、それほど広くはなく、台風接近時等の風水害対策において、市域の一部を特定し施設等の休園を判断することが困難なため、風水害時においては、代替保育の実施は原則行わない。

7 保護者等への説明・周知

保護者懇談会や入所内定面接等、あらゆる機会を捉え、平常時から保護者に対し臨時休園等の取り扱いについて、十分な説明、周知を行う。